相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字砂畑一五番地
三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉田　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
岩手県大船渡市日頃市町字川内一二九番地一
相続財産管理人　司法書士　佐藤　忠孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市深堀一六一七番地三〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐久間智久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
千葉県長生郡一宮町一宮九九〇六番地二〇一号室　神定法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神定　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市中烏田五二番地、最後の住所千葉県木更津市上烏田二一五番地二
被相続人　亡　村上　信芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
事務所千葉県木更津市新田一丁目一〇番三一号マルコビル一〇二　山口仁法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市栄町七丁目五四二番地一三、最後の住所千葉県松戸市栄町七丁目五四二番地の一三
被相続人　亡　小島　孝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
事務所千葉県松戸市小根本四五―一二早稲田ビル四階Aわかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市中田二二四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　永森外與志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
富山県高岡市下関町一番一六号ぶどうやビル二階　相続財産管理人　入江　佑典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市本丸町六一番地、最後の住所富山県射水市太閤山八丁目三〇番地
被相続人　亡　折橋　良哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
富山県高岡市中川本町一番一二号
相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区蒲原五三七四番地三六、最後の住所静岡県静岡市清水区蒲原五三七四番地の三六
被相続人　亡　坂本　渥直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
静岡県静岡市葵区鷹匠一丁目四番一号　R佐野ビル二階　花みずき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷川　樹史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県榛原郡金谷町金谷河原二一三五番地、最後の住所静岡県榛原郡金谷町金谷二八〇五番地の一
被相続人　亡　山中　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
静岡市葵区伝馬町八番地の六トップセンタービル一三階
相続財産管理人　弁護士　増田　堯

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大字時之島字中屋敷二五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　伊藤　たつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル四階織田幸二法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　了嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区筒井三丁目一七〇三番地、最後の住所名古屋市西区丸野二丁目一四三番地
被相続人　亡　岩田末治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル四階織田幸二法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　了嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市乙輪町二丁目六一番地一、最後の住所愛知県春日井市乙輪町二丁目六一番地一パレス春日井四〇二号
被相続人　亡　堀尾　隆之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
愛知県春日井市鳥居松町五丁目七八番地名北セントラルビル六階弁護士法人春日井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠原　宏二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県潤伊勢國三重郡潤田村一三四番屋敷、最後の住所不詳
被相続人　亡　伊藤豊治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月一日
名古屋市中区丸の内二―七―五丸の内ＦＳビル四階
相続財産管理人　弁護士　服部　文彦

第10期決算公告

平成24年6月1日　兵庫県神戸市中央区東川崎町1－3－3

株式会社SCパートナーズ

代表取締役　九鬼　敬治

貸借対照表の要旨　（平成24年2月29日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,046	流動負債	37
固定資産	―	固定負債	41,000
		負債合計	**41,037**
		株主資本	△34,990
		資本金	20,000
		利益剰余金	△54,990
		（その他利益剰余金）	（△54,990）
		（うち当期純損失）	（1,516）
		純資産合計	**△34,990**
資産合計	**6,046**	**負債・純資産合計**	**6,046**